平成２６年（フ）第７５１号
宮城県黒川郡富谷町東向陽台３丁目７番５－204号
破産者　曽根みよ子
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２号
仙台市若林区六丁目字柳堀南57番地の４　アスティオン荒井Ｖ－103
破産者　山口　進也
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
秋田県男鹿市船川港増川字小増川４番地２増川団地65－１－８号、前住所秋田県男鹿市船川港船川字化世沢176番地12
破産者　小岩井牛乳船川販売店こと　吉田　秀悦
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９１９号
さいたま市桜区栄和３丁目22番37号
破産者　岩瀬　文夫
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７３号
埼玉県志木市本町６丁目26番29号　レモンハウス本町116号
破産者　小幡　竜治
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２５０号
新潟市東区新石山１丁目４番地１　ナイスフェロー伊藤106号、前住所千葉県茂原市東郷1298番地１　２棟
破産者　佐藤　聡美（旧姓松崎）
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３６号
静岡県焼津市相川1070番地の３
破産者　滝井　郁代
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６３７号
静岡市葵区桜町１丁目14番10－305号
破産者　内野　篤志（旧姓加藤）
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２８号
滋賀県彦根市里根町191番地１　ハートフルヒルズ彦根216号、開始決定時の住所滋賀県彦根市河原２丁目８番６号
破産者　加藤　英次
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第３７９０号
大阪市西成区松１丁目３番10－403号、前住所大阪市浪速区桜川２丁目２番25－308号
破産者　田谷　善隆
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９１０号
大阪府高槻市神内２丁目２番10号
破産者　岡野喜代美
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２７０号
大阪市住吉区遠里小野３丁目10番11－601号
破産者　坂口　太重
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７８２号
大阪府東大阪市岩田町４－２－１介護老人保健施設ヴァンベール、開始決定時の住所大阪府東大阪市若江東町２丁目７番１－302号ライオンズマンション若江東
破産者　ふじきこと　藤木　孝俊
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８３７号
大阪府豊中市緑丘４丁目１番30－710号
破産者　吉田　明代
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３７０号
大阪府八尾市高美町１丁目２番29号　メゾンカリフⅠ・202号
破産者　白石　真行
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３７６号
奈良県橿原市南八木町３丁目５番16号
破産者　松場　康敏
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４０２号
大阪府東大阪市長田西４丁目３番15号　第二コーポ春日荘502号
破産者　八尾　雅史
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４６２号
大阪府東大阪市池之端町９番16号
破産者　岡　美穂子
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５２９号
神戸市東灘区本山町北畑字ザクガ原657番地の40　ロワ・ヴェール岡本1103号
破産者　仲　　幸治
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部